緊急輸送道路等における既設電柱占用制限導入計画【R6～R10】

番号	道路管理者	路線名	区域	延長 (km)	撤去する電柱の占用者	撤去する電柱本数	撤去する電線の占用者	法第37条指定の時期	猶予期間	撤去目的	代替措置の完了予定年度	備考
1	北海道開発局 網走開発建設部	国道39号	北海道北見市大通西4丁目4-1地先 ～ 北海道北見市大通東3丁目2-1地先	0.8				R6年度		北見市役所(防災拠点)と北見市役所端野総合支所(防災拠点)を結ぶ防災上重要な区間であるため	電線共同溝: 整備済み	既設電柱無し
2	北海道開発局 網走開発建設部	国道39号	北海道北見市大通東3丁目2-1地先 ～ 北海道北見市大通東9丁目14-3地先	0.5	北海道電力ネットワーク(株) NTT東日本(株)	14本 15本	北海道電力ネットワーク(株) NTT東日本(株) 北海道総合通信網株式会社 株式会社NTTドコモ	R6年度	3年間	北見市役所(防災拠点)と北見市役所端野総合支所(防災拠点)を結ぶ防災上重要な区間であるため	電線共同溝: R5完了予定	
関連計画1	北海道開発局 網走開発建設部	国道39号	北海道北見市大通東9丁目14-3地先 ～ 北海道北見市柏陽町577-12地先	1.1						北見市役所(防災拠点)と北見市役所端野総合支所(防災拠点)を結ぶ防災上重要な区間であるため	電線共同溝: R5着手 完了未定	No1～2の関連計画
関連計画2	北海道開発局 網走開発建設部	国道39号	北海道北見市柏陽町577-12地先 ～ 北海道北見市端野町二区471-1地先	5.2						北見市役所(防災拠点)と北見市役所端野総合支所(防災拠点)を結ぶ防災上重要な区間であるため		No1～2の関連計画